

13	助産師や保健師、栄養士による子育ての相談受付・保健指導	① 保健師や栄養士による子育て相談を定例健康相談日、その他随時来所および電話等で実施。 ② 助産師や保健師の訪問による母子の健康観察および保健指導の実施。	① 離乳食講習会：年12回 ② 新生児全戸訪問	①子育て講習会：年12回 参加家庭数：74組 ②産婦訪問：延べ180人 新生児訪問：延べ176人	①第1子に限らず、全体の参加者数は、対象者の37.4%だった。第1子参加率は61.3%であり、目標である第1子参加率7割には届かなかった。保護者のニーズに合わせ、ニーズの内容によっては個別対応や既存の健康相談での対応を検討。 ②出生届を提出後の訪問となるため、出生届出が遅くなると訪問時期も遅くなってしまう。切れ目のない支援にするためには、退院後なるべく早期の訪問につなげたいところである。次年度からは2回目訪問からは産後ケア事業でのフォローとする。
----	-----------------------------	--	----------------------------	--	--

令和5年度進捗状況表 分野別番号②【同和問題】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
14	国、県等関係機関や団体の活動への積極的支援	関係機関や団体が実施する啓発活動や研修会への支援	・国県主催の活動に対する援助（事業のPRや協力支援）	・ポスター掲示やチラシの設置を行う ・本庁舎ではポスター掲示ができないため、サイネージでの掲示を行った	オンラインの研修や講演も多く開催されているので、サテライト会場の設置で多くの市民が参加できるようにしていく必要がある。
15	佐渡人権展・人権講演会の実施	同和問題に関する認識・理解を深めるために、佐渡人権展や人権講演会を開催	佐渡人権展：年1回実施	・第10回佐渡人権展 日時：令和5年7月7日、8日 会場：トキのむら元気館 ・来場者：406人	若い年齢層の来場者が少なく、関心を持ってもらう工夫が必要である。 来年度も継続して実施するが、パネルの見直しなどが必要になってきている。
16	関係機関や人権団体との連携強化	人権侵害問題の解決に向け人権擁護関係機関や関係団体との協力と連携	・佐渡人権展の開催・運営 ・人権・同和研修会の実施 ・定期的な情報共有の場の設定と訪問体制の連携（相談事業も兼ねる）	・佐渡人権展では人権団体と協力して開催 ・人権教育・同和教育研修会 日時：令和5年10月12日 会場：佐渡市役所本庁大会議室 参加者：30名 ・学校教育課、行政サービスセンターと連携し、訪問を実施	佐渡人権展では人権団体から協力してもらい開催しているが、運営方法など今後検討していく必要がある。 佐渡の部落問題の研修に、多くの職員が参加できる方法を検討する必要がある。
17	研修会・講演会等への実施による職員の資質向上	同和問題に関する知識習得と市民へ指導的役割が果たせるような職員資質向上のために研修会や講演会を実施	・新採用研修：年1回 ・人権・同和研修：年1回 ・階層別研修：年1回	・新採用職員研修 1回実施 ・人権教育・同和教育研修会 1回実施	対面で実施する研修だけではなく、オンライン開催など、実施方法を検討する必要がある。
18	指導主事による「計画訪問」「支援訪問」の実施	指導改善に向けた指導主事による指導や助言の実施	各校1回以上の支援訪問と各校からの要請に応じた要請訪問を実施。	全小・中学校へ指導主事等が訪問し、各校の指導計画の確認や授業参観等を行った	・担当指導主事が1回以上の支援訪問を実施しているが、各学校のバラツキがないよう取り組んで行く。
19	研修会・講演会等への参加による職員の資質向上	各種「人権教育、同和教育研修会」の周知と実施	年7回以上実施 各教員の年間1回以上の研修参加を促す。	【子どもの人権のタブと重複】 総合教育センターの研修として、10月18日(水)中学校対象、19日(木)小学校対象を実施した。 例年、講話、実践発表、現地学習の内容で行っており、アンケート結果は好評である。	【子どもの人権のタブと重複】 現地学習が大人数にならないように、2日に分けて開催している。 講師の部落差別をなくす佐渡の会、石崎さんにご負担をかけている。
20	人権を扱った道徳事業の公開等	豊かな心、倫理観、規範意識を育む道徳教育の推進	すべての小・中学校で実施	全ての小中学校で人権を扱った道徳授業を実施した。	・計画通り、道徳授業を実施した。保護者も含めて考える機会をもてた。 ・県主催の授業研究会が行われ、授業の進め方を具体的に学んだ。 ・人権教育に関する授業は取り組んでいる。同和教育に関する授業の取組を広げる必要がある。
21	各学校で具体的事例による校内職員研修会の実施	児童生徒の発達段階や地域の実態に即した適切な指導計画の作成・実施の推進	各学校とも、年2回以上の研修会を実施	各学校とも、年2回以上の研修会を実施した。 焦点を当てた取組を行う学校が見られた。文科省主催の研修会に生徒が参加した。	・計画通り、校内職員研修会を2回以上の実施を継続する。
22	人権教育を盛り込んだ学校評価の実施	人権教育を盛り込んだ学校評価を実施	すべての小・中学校で年間2回以上実施	すべての小・中学校で年間2回以上の人権教育、同和教育研修会の実施とともに、学校評価を2回実施した。	・計画通りの実施を継続し、職員の人権感覚を高める。
23	人権啓発に関する保育園内研修の実施	人権啓発に関する研修を実施	年1回実施	年1回実施	人権啓発研修会（園長・副園長・3～5歳児担当者） ・実施回数 7回 ・延べ参加人数 99人
24	各種研修会・講演会等への参加による公民館職員の資質向上	各種研修会等へ積極的に参加	各研修会参加者数：5名	社会同和教育市町村巡回研修会（9月27日） 1名	今後も研修会等に参加し、職員の資質向上に努める
25	電子版「家庭教育手帳」の活用	各地区青少年健全育成協議会等と連携して、電子版「家庭教育手帳」の周知を図り、活用を促進	会議等で周知	・青少年健全育成協議会（13協議会）にて周知 ・各地区の家庭教育学級（延べ参加者数：645名）にて周知	今後も周知を行い、活用を促進する
26	伝統芸能の伝承・保存	公民館講座の実施、公民館自主講座登録団体（春駒）への支援を行う。	伝統芸能の伝承・保存に努めるとともに、学習したことを発表する場を設け啓発に努める。	公民館自主講座（春駒）への登録 ・新穂 春駒クラブ 第3土曜 19時30分～ ・金井 相川 春駒教室 第3火曜 13時30分～	参加者の減少、後継者不足が課題

令和5年度進捗状況表 分野別番号③【障がい者の人権】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
27	関係機関と相談対応等の連携（「障がい者虐待防止センター」の設置）	佐渡市障がい者基幹相談支援センターで関係機関と連携し、虐待防止の啓発・早期発見から適切な対応に繋げる。	障がい者の差別解消に向けた環境を整える。	・令和5年度内に通報受理件数：11件 ・虐待を受けたと判断した件数：2件	引き続き関係機関と連携し、虐待防止の啓発・早期発見から適切な対応につなげていく。
28	「あったかフォーラム」の開催	「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの障害者週間期間中において、障がい者が自らの自立と社会参加への意欲を高め、地域住民が障がい者に対する理解と認識を深めることを目的に集会を実施	障がい者が自らの自立と社会参加しやすい環境を整える。	あったかフォーラムの開催 日 時：12月16日（日）13:00～16:00 会 場：あいぼーと佐渡 内 容：①講演 「まちを元気にするごちゃまぜの地方創生」 ②ミュージックケア	次年度も開催予定。
29	成年後見シンポジウム等各種大会を支援	成年後見セミナーを開催	成年後見制度について理解を促すための環境を整える。	成年後見セミナーの開催 日 時：11月28日（木）14:00～16:00 会 場：アミューズメント佐渡 内 容：①講演「親なき後問題と成年後見制度」 ②活動報告「親なき後問題」	次年度も開催予定。
30	障がい福祉に関する情報提供等による普及	授産品を紹介	授産品を販売しやすい環境を整える。	●コロナ感染予防のため規模縮小していた本庁舎での授産品販売を、11月新庁舎開庁に伴い庁舎1階の広いスペースで実施、SNS等による周知により売上増につながった。 ●あったかフォーラムにおいて授産品販売。	社会の動向をふまえながら、引き続き授産品販売の機会の提供等をすすめていく。
31	身体障がい者体育大会等の開催	スポーツを通じて仲間との親睦を図り、積極的な性格と協調精神を養うとともに、会を通じて市民の理解を深め、身体障がい者の社会参加の促進に寄与する。	身体障がい者の社会参加の促進に寄与しやすい環境を整える。	身体障がい者レクリエーション大会の開催 実施日：7月19日（木）13:30～15:30 会 場：金井コミュニティーセンターホール	高齢等により参加者が少なくなっていく状況にあるが、身体障害者が集いスポーツを通じて親睦を図ることができ、引き続き開催していく。
32	ボランティア、障がい者団体等の育成支援や組織強化	障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るため、障がい者等の自立および社会参加を促進し、障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う障がい者団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付。	障がい者団体等の活動しやすい環境を整える。	補助団体：3団体	会員の高齢化や減少等により会の運営が縮小している。
33	佐渡市地域自立支援協議会を開催	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として開催	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす環境を整える。	開催回数：年4回	令和6年度は年2回実施予定。
34	事業主へ障がい者雇用の理解促進	障がい者の一般就労の推進に向けて事業主の理解を促進	障がい者雇用しやすい環境を整える。	・障がい者就業・生活支援センターあてび登録者のうち一般就労につながった件数：41件 障がい者施設から一般就労につながった人数：5人	障がいの特性に合わせた、多様な就労形態が可能になるよう、関係機関と連携し、進めていく必要がある。
35	就労移行支援事業所の充実や支援等	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを提供	就労移行支援しやすい環境を整える。	就労移行支援事業利用者数：17人	コロナの影響もあり実習先確保が難しくなっており、関係機関と連携し引き続き対応を図る必要がある。
36	市施設の新設および改修等におけるバリアフリー化の推進	新潟県のまちづくり条例に基づき、新規建築・整備の受付および認定証の交付を行う。	適合化しやすい環境を整える。	事前協議件数：4件 適合証交付：2件 ※佐渡市内件数	引き続き、まちづくり条例の周知および適合化の徹底を実施していく。
37	保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	佐渡市基幹相談支援センターを設置し保健、医療、福祉、教育等の相談業務を行う。	相談しやすい環境整備	総合相談件数：7,276件 （基幹相談支援センター相談件数：6,250件） ※受付後の対応も含む	社会福祉課内に設置している総合福祉相談支援センターにおいて、子どもから高齢者までの職相談に対応している。引き続き関係機関と連携しながら、総合福祉相談窓口として業務を行う。
38	障がい福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを提供	利用しやすい環境を整える。	・介護給付費：5,225件 ・訓練等給付費：3,708件 ・計画相談支援：2,316件 ・特定障害者特別給付費：1,946件	障害者総合支援法に基づき、引き続き障がい福祉サービスを提供する。
39	障がい者相談支援事業所等の充実（市内4か所）	市内4か所の民間事業者に相談業務を委託しています。	相談しやすい環境を整えます。	委託相談件数：21,758件（5か所）	継続実施していく。
40	各障がい者団体事業の促進および社会参加の機会の提供	障がい者関係団体と連携しながら障がいに対するスキル向上を図るため佐渡福祉フォーラムを開催	福祉従事者のスキル向上に繋がる環境整備	佐渡障がい福祉フォーラムの開催（あったかフォーラムと同時開催） 日 時：12月16日（日）9:20～12:10 会 場：あいぼーと佐渡 内 容：①講演「生活を支える福祉サービスの話」 ②講演「障がいのある人の性・結婚・子育て」	次年度においても開催予定。
41	佐渡保健所等関係機関の連携による精神保健福祉施策の推進	精神科医師、心理士や精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施することにより、精神疾患の早期発見および適切な治療への繋ぎを行い、住民の精神的健康の保持、増進を図る。	相談しやすい環境を整備	こころの健康相談会開催 ・年3回、相談件数3件	相談件数が少なく、市民だけでなく関係機関等にも周知を図る。
42	早期発見体制の確立（園等巡回支援事業）	保育園等を巡回専門員が巡回し、支援の必要な児の早期発見、早期療育に向けて保育士等への支援を行う。保護者との面談により養育の不安を取り除いていくための支援を行う。	・園等巡回支援：180園 ・実人数：300人	・園等巡回支援：198園 ・実人数：201人	①保育園のニーズが高くある。巡回時にケース会議の実施をしコンサルテーションが充実した。また4歳児アンケートの時期に巡回の頻度が落ちてしまう為、カバーする体制を整える。
43	療育教室の開催	療育に必要な乳幼児に対し、アセスメントから適切な療育を実施	・幼児療育支援教室：220回 実人数：50人 延べ人数：900人 ・幼児ことばこころの教室：220回 実人数：30人 延べ人数：	・幼児療育支援教室：209回 実人数：66人 延べ人数：815人 ・幼児ことばこころの教室：259回 実人数：58人 延べ人数：490人	・希望者の人数が増えている。午後の教室開催で今後も対応を検討していく。保護者の障害受容は低い傾向がある為発達障がい研修も開催している。
44	保育現場での療育的関わりの研修会実施	支援が必要な児童のサポートを行うため、保育士の資質向上を図る。	・加配保育士対象研修会：7回 ・園内研修：全園開催	・加配保育士対象研修会：3回 延べ人数：52人 ・支援が必要な児童の研修会：6回 延べ人数：97人 ・園内研修会：34回 延べ人数：154人	全職員を対象とした、幅広い子どもの育ちを支える支援に向けた研修会の実施。
45	適正な就学への支援	① 幼稚園保育園訪問実施 ②就学前の保護者相談の実施 ③教育支援委員会の開催	必要な回数を実施	・幼稚園保育園の訪問 60回実施 ・就学前の保護者相談 46回、見学14回実施 ・教育支援委員会 年3回実施	子ども若者相談センターや保育園のほか、佐渡ことばこころの教室とも連携し、児童の状態の把握と保護者への丁寧な対応を心掛け、適正な就学につなげる。
46	児童生徒へ「思いやり」「命の大切さ」に関する授業等の実施	総合教育センター事業における道徳教育研修講座を実施	道徳教育研修講座の実施：1回/年	道徳教育に関する国の事業を受けて道徳授業研究会を実施し、佐渡市教職員等が参加した。	（参考）令和6年に上教大上廣道徳教育アカデミーと連携をとって研修を実施する

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
47	特別支援教育に関する整備の充実	支援が必要な児童生徒への支援体制の充実	介助員配置基準による適正な配置の100%実施	・（参考）介助員研修8月2日に実施 ・小中学校特別支援学級在籍児童生徒の実態の把握に努めた。	・介助員配置基準に則り、児童生徒の実態を把握しながら適正な配置を100%実施した。
48	保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	「福祉」「ことば・こころの教室」「教育」連携会議の開催	保健、医療、福祉、教育の関係機関との連携推進	「福祉」「ことば・こころの教室」「教育」連携会議を開催し、3回／年実施した。	・継続して実施する。
49	防災に対する普及啓発活動	障がい者を対象とした防災研修会等を開催	—	未実施	障がい者を対象とした防災研修については他市の情報が無く、研修方法に苦慮している
50	保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	定例の健康相談、保健指導、訪問指導を行う。	事業継続	定例の健康相談を行った。	個別の状況にあった対応と関係者との連携をしていく。
51	生活習慣病による障がいの予防の推進	健康診査・特定健診、各種がん検診を実施	事業継続	後期高齢医療制度受給者の受診者数：13人	健康診断に来ている人には基準にそって判定。個別の状況にあった対応が必要。

令和５年度進捗状況表 分野別番号④【女性の人権】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
52	男女平等意識に関する広報啓発活動	男女共同参画に関するセミナーの開催やポスター等啓発活動を実施	・男女平等意識を啓発し、性別分担役割意識の解消を推進 ・男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会について良いことだと思う人の割合の増加（企画課実施、男女共同参画に関する市民意識調査から）	男女共同参画セミナーの開催 ・日時：令和５年10月11日（水） ・会場：アミューズメント佐渡 ・内容：市内の経営者や人事担当者向けに、ワーク・ライフ・バランスについて正しく理解してもらい、各々で取組み、職場環境の改善の実現に向けた具体的な方法などについてのセミナーを開催した。 ・参加者：19人	セミナーの周知について、佐渡市のSNSで知った方の割合が多かったため、今後の周知の方法について、ホームページを充実させる必要がある。 また、参加者の勤め先におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況は、「手法や事例を学んでから取組む」の割合が一番多く、あらためて講師に相談したいかという問いについては、「相談する予定はない」の割合が一番多かった。セミナーで得たノウハウを、すぐに実行に移す可能性が低い結果となった。参加者が反映させやすいような仕組みづくりが必要である。
53	女性相談事業（DV防止）	女性相談（DV・性被害者に関する相談）やDV防止啓発活動の実施	DV防止ネットワーク会議：年1回 佐渡人権展へDV防止のパネルを出展 広報啓発活動への取組	佐渡市DV被害者ネットワーク会議開催：１回 佐渡人権展へのパネル出展及び小中学生への説明の実施 DV防止啓発ポスターを掲示し、啓発活動に取り組む	DV被害は本人の申し出によって支援が行われる為、把握は氷山の一角であると思われる。 子どもの前での面前DVによる通告は増加しており、心理的虐待によるダメージと、親子共に安心できる養育環境の大切さを広く啓発していくことが必要である。
54	女性の人権ホットラインダイヤルの案内	女性の人権ホットラインの周知	年1回掲載	・市報さどに「女性の人権ホットライン」強化週間を掲載 ・ホームページに「女性の人権ホットライン」強化週間を掲載 相談窓口として常時掲載中 ・特設人権相談所開設日について市報さどやホームページへ掲載	市報さどやホームページに掲載し啓発に取り組むが、特設人権相談所利用者は少なくなっている。対面ではなく、電話やメールの相談のほうが利用しやすい場合もあるため、今後検討していく必要がある。
55	パパとママのためのマタニティーセミナー（両親学級）の開催	妊婦とパートナーへの子育て支援、仲間づくり、悩み事の相談などを行う。	・実施回数：6回/年	・実施回数：5回／年 ・参加者数：31人（20.6%）	妊娠者数及び参加者数の低迷。妊婦のニーズの明確化が必要。
56	妊婦健診や各種健康診査への支援	妊婦および産婦健康診査の実施、支援	－	・妊婦一般健康診査受診者数：259人 ・妊婦歯科健康診査受診者数：78人 ・産婦一般健康診査受診者数：175人	妊婦歯科健診の受診率が毎年40%前後に留まっているため、受診率向上に向けた取り組みを行う必要がある。
57	職場における人権意識の啓発	冊子やチラシ等による意識啓発	普及チラシ等の窓口設置やホームページへの掲載などを活用し、職場における人権意識の啓発に努める。	・窓口にてチラシを設置し労働相談窓口の周知啓発を実施した。 ・県主催の無料労働相談会を広報誌やホームページで広く周知した。 ・今年度は「みんなで考えるワーク・ライフ・バランス」と題し10月にセミナーを開催した。参加者18名	引き続きチラシの窓口設置や労働相談窓口の周知を図る。
58	学校へ男女共同参画に関する教職員向け情報の提供	国や県からの通知等について周知	国や県から送付される通知や研修会の案内を100%各校に周知、情報提供する。	国や県から送付される通知や研修会の案内を100%各校に周知、情報提供した。	継続する。
59	女性のつどいの開催	講演会等を開催し、地区などで女性相互の親睦を深め学習することにより、資質の向上および男女共同参画社会の実現と住み良い地域社会づくりに取組む。	参加者数：400人	令和５年11月5日（日）実施 参加者数194名 講演、パネルディスカッション等開催	人口減少の影響もあり、会員数・参加者数の減少が課題
60	防災に関する積極的な女性登用およびアドバイザー登用	防災会議委員に女性を委嘱することで、市の地域防災計画等に女性目線の意見を反映	防災会議委員に女性委員を委嘱し、女性に配慮した避難所運営に活かす。	令和６年３月に防災会議を開催する予定であったが、１月に発生した能登半島地震対応を優先したため会議の開催ができなかった。	－
61	職員向けハラスメント防止セミナーの実施	お互いの人権を尊重し、働きやすい職場環境づくりを促進していくことを目的にハラスメント防止セミナーを実施	職員向けハラスメント防止セミナーの実施：1回/年	ハラスメント防止研修の開催 ・係長級以上対象 54人（2回/年） ・主任級以下対象 280人（6回/年）	・研修に消極的な受講者が一部見られた。加害者又は被害者としてだけではなく、第三者としても意図せずハラスメントに遭遇する可能性があるので、当事者意識を持って研修に望むよう、案内時などに工夫が必要。
62	市女性職員のリーダー研修への参加	自らのキャリアと向き合い、キャリアビジョンを持って主体的に考え行動し、キャリア形成をしていく意欲を高めるため研修会に参加	女性職員のキャリアアップ研修会への参加：1人/年	女性活躍研修を開催 ・係長級以上対象 18人（1回/年） ・主任級対象 20人（1回/年）	・女性に限らず、仕事と家庭生活を両立しながらキャリアアップを目指す職場環境の整備。

令和５年度進捗状況表 分野別番号⑤【高齢者の人権】					
通し番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
63	学習機会の充実（「しゃきつと教室」の実施）	簡単な読み書きや計算を行ったり、参加者同士または児童・生徒と交流することで認知症を予防する教室を開催	・市内6会場で実施 ・参加者・サポーターの増加	・市内6会場で各25回実施 ・参加者数：48人 ・サポーター数：26人	前年度に比べ、参加者とサポーターともに減少している。参加することで、認知機能評価の向上や毎日の生活への変化も見られるため、教室の周知をし、参加者とサポーターの増加を図り、認知症予防に取り組む。
64	就労や雇用の促進（シルバー人材センター活動支援）	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的に、佐渡シルバー人材センターの運営経費を補助。高齢者の就業機会の拡大に努め、地域社会への参加を促し、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術等を活かした活動を支援するとともに、会員のスキルアップを図り、新規事業の受注を支援。	高齢者の就業機会の増大と福祉、社会参加の推進を図り、いきいきとした地域社会をつくることを目指す。	①・会員登録数 867人 ・受託件数 6,324件 ②・安全パトロール 30ヶ所実施 ・自動車安全運転講習会 1回（48人参加）	会員登録数が年々減少しており、新規会員の確保が課題となっている。
65	ボランティアポイント制度の実施	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献・社会参加することを支援	高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを支援します。また、対象者や内容の見直しにより、より多くの高齢者の生きがいがづくり、介護予防の推進を図るための制度を構築し、いきいきとした地域社会をつくることを目指す。	健康ぽいんと事業へ移管したため廃止。	—
66	介護予防教室の実施	高齢者の運動機能の維持・改善や閉じこもりを予防するために、運動の実践、脳トレ、健康講話などを主体的に行えるよう実施	・現状維持 ・参加者の増加	・実施回数 延べ1,980回（R6.2末現在） ・参加者数 延べ21,725人	会場によって参加のばらつきが見られる。新規の参加者が増えるよう、周知を継続して実施する。出前教室を広く周知し、介護予防を実践する機会を増やす。
67	認知症サポーター養成講座の実施	認知症について正しく理解し、認知症当事者やその家族を応援するサポーターを養成	・講座開催数：年間15回程度 ・受講者数：延べ10,000人	・開催回数：30回（R6.2末現在） ・受講者数：296人	地域の支え手となる若年層の受講者数が少ない。学校等へアプローチしても、授業として取り扱ってもらえることが少なく時間の確保が難しい現状がある。授業としてだけでなく、若年層も参加してもらえるような講座形態も考えていく必要がある。
68	認知症予防講演会	認知症予防講演会として、認知症を予防するための知識や生活についての講演や体験を行う。	国中地域で実施	両津地区にて、両津地区公民館を会場に渡部歯科医師の講演会を実施。 参加者：18人 （64歳以下：1、65～74歳：5、75歳以上：12）	日曜日開催としたが、若年層が来ない、参加人数が少ない。SNSや各支援機関がロコミで誘う等の周知方法の検討が必要である。
69	ものわずれ安心相談	専門職による早期対応の個別相談を病院等で実施	早期に相談ができるよう、定期的に相談会を実施	・相談件数：18件（R6.2末現在） 各地域包括支援センターで随時対応した。	認知症の早期発見、早期介入を目的としており、関係機関へつなぐまで支援を続けている。課題が複雑な家庭もあり、介入できるまで日数を要することがあり、慎重に対応していく必要がある。
70	ほのぼのカフェ（認知症地域支援）の実施	地域の中で認知症の人や家族、地域の人がともに過ごす集いの場を開催	国中圏域に基幹型カフェ設置を目指す。	・カフェ数：6か所 月1回、各カフェで認知症の話をを行い、参加者同士で交流を深めてもらった。	現在介入しているカフェを、参加者だけでも運営していけるよう、認知症に対する見守りや集まりの大切さをお伝えし、チームオレンジにつなげていけるようアプローチしている。基幹型カフェの設置に向け、限られた人材の中で効率よく運営できるよう体制整備していく必要がある。
71	高齢者虐待への対応体制の構築	①地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見および虐待防止に取組。 ②通報や相談等を受けた場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市の関係部局とも連携を図り適切な対応を行う。 ③虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合は、市の関係部局との連携を図り支援する。	①地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見および虐待防止。 ②通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市の関係部局とも連携を図り適切な対応ができるようにする。 ③虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合は、市の関係部局との連携を図り支援する。	・令和5年度内に通報受理件数：47件 ・事実確認件数：47件 （令和4年度以前に通報受理した3件を含む） ・虐待を受けたと判断した件数：6件 ・緊急性が高くやむを得ない措置で入所となったケース 0件 ・11月、民生委員対象の研修会に参加し、高齢者虐待予防の普及啓発を図ったほか、関係事業所実施の高齢者虐待予防研修に参加した。	①地域包括ケア会議で、継続して高齢者虐待の現状や課題、対応を共有し、関係機関と連携が図れるようにする。 ②高齢者虐待の定義に当てはまらないケースへの対応が増加しており関係機関との連携の必要性が高まっている。 ③市民や福祉従事者等講演会等を継続し、今後とも高齢者虐待予防の普及啓発を図る。
72	相談体制の充実（地域包括支援センターの機能強化）	・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・介護予防ケアマネジメント ・担当圏域包括ケア会議	ワンストップ相談窓口を通じて地域包括ケアシステムをさらに深化・推進する。	・社会福祉課に総合福祉相談支援センターを設置し、福祉の総合相談窓口として、子どもから高齢者まで福祉に関する初期相談対応を行ったほか、関係機関と連携して複合的問題をもつケースの支援を行っている。 また地域包括支援センターと連携し、助言等の後方支援等も実施している。	認知症や8050問題等複合的な問題を抱えるケースの対応が増加している。引き続き関係機関と連携した総合的な支援をすすめる必要がある。
73	地域見守り事業の実施	・地域住民、協力事業者等による見守り体制を構築及び見守り連携ネットワークの形成 ・市民への啓発	・連絡会開催：1回（参加者：40人） ・地域見守り事業所・団体数：70 ・地域見守り連携協定：3事業所 啓発ポスター掲示、リーフレット配布、広報掲載	・見守り関係団体連絡会1回開催（参加者38人）（消費者安全確保地域協議会と合同開催） ・地域見守り事業所・団体数：76 ・地域見守り連携協定：5 ・支え合いによる地域づくり等に関する連携協定：1 啓発ポスター掲示、リーフレット配布、広報掲載	情報共有と参加者同士のネットワークづくりを目的としているが理解されにくく、開催の意義について問い合わせを受けることがある。この連絡会を受けて新しい取り組みが全体でできれば、より意味を持った連絡会にできると考える。 R5年度に提案頂いたものを実際に資源にできるよう取り組んでいきたい。
74	地域の茶の間への支援や協力のための支援	サロンや茶の間の新規立ち上げや継続のための支援	今あるサロンが継続できるよう支援。また、新たに立ち上げられる地域があれば、サロンの立ち上げの支援を行う。	19回実施、延べ323人参加	新型コロナウイルス感染症により中止していた会場の再開に向けて支援したが、担当者の高齢化や担い手不足によりでやめる会場が見られる。
75	高齢者の住宅整備支援	高齢者または障がい者の方が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進するため、その身体状況に適した住宅への改修に要する経費の一部を補助。	高齢者や障がい者がその身体状況に適した住宅改修を行うことにより、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることが出来るよう支援していきます。	利用実績：21件	積極的に情報発信し、住宅改修が必要な高齢者等が本事業を適切かつ効果的に利用出来るように周知徹底していくことが必要である。
76	学習機会の充実と推進（高齢者学級）	高齢者を対象とし、ふれあい活動を通して親睦を深め、社会活動の参加を促します。	延べ参加者数：950人	令和5年6月～令和6年3月まで各地区教育係で開催（太鼓体験、健康講話等） 参加者数延べ：1,444名	参加者が固定化して来ている。新規参加者をどう呼び込むか、時代のニーズにあった事業内容の立案が課題。
77	成年後見制度利用者支援事業	・市長申立て手続き、費用 ・後見人等に対する報酬の助成	判断能力不十分な方の成年後見制度の利用により、安心して生活できるように、制度利用の支援に努めます。	・市長申立て件数： 8件（うち、高齢者 7件、障がい者 1件） ・報酬の助成： 123件（うち、高齢者 100件、障がい者 23件）	継続して、成年後見制度を利用する方への支援を行う。
78	市民後見人養成講座の開催	一般市民が後見人として活動できるように養成するための講座を開催します。	市民後見人養成講座の受講者20名程度	・基礎講座（全5日間） ・実務講座（全5日間）：受講者15人	成年後見制度利用が増え続けているなか専門職が不足しており、引き続き市民後見人を養成していく。
79	指導要領に基づく高齢者に関する学習	総合教育センター事業における道德教育研修講座を実施します。	年1回道徳教育研修講座を実施します。	道徳教育研修講座を実施し、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業づくりの視点で研修を行った。	外部講師を招聘し、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業づくりの視点で研修を継続する。

令和5年度進捗状況表 分野別番号⑥【外国籍の人の人権】

通し番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
80	関係機関や関係団体との連携と相談等の充実	関係機関と連携し、様々な相談に対応したり、わかりやすい情報提供等配慮します。	相談体制の充実を図ります。	・相談実績なし ・ホームページでヘイトスピーチ解消法について啓発を行った。 ・佐渡人権展で外国人の人権のパネルを展示し、啓発を行った	窓口等に対応する際に職員が対応できる体制を整える必要がある。予算がないなかでどう対応しているか、検討が必要。
81	外国語母子手帳の配布	安心して出産・育児できるように外国語母子手帳を配布します。	要望に応じて対応	配布実績なし。	—
82	日本語を学習する機会の提供（日本語教室）	市内在住の外国籍の方に日本語を学習する機会を提供するとともに、交流の場を設けます。	・受講者数：延べ80人	・受講者数(延べ) 佐渡日本語教室： 74人 日本語能力試験受験対策： 48人 ・開催数 佐渡日本語教室： 17回 日本語能力試験受験対策： 15回	・情報発信 支援を必要とする外国人に情報が伝わるよう、やさしい日本語でSNSの発信を強化する。また、既に参加している外国人の方のコミュニティ内の情報発信も積極的にお願いしたい。
83	国際交流活動（ホームステイの受け入れ）	大学や新潟県交流協会からホームステイ希望者の受入照会を受け、市報等で希望者を受け入れてくれる市民を募集し、ホームステイ希望者と受入希望者の仲介を行います。	—	受入実績なし	—
84	佐渡市国際理解出前講座の実施	国際交流員が母国の生活風習や簡単な外国語を紹介し、外国人を身近に感じてもらい国際理解を深める目的で実施しています。	6団体（350人）	6団体（93人）	・学校向けの周知を強化し、開催数の増加につなげたい。 ・先生が異動しても講座の有用性を認識し、引き継いでいただけるよう講座だけで終わる国際交流の関係性ではなく、その後も学校や申請団体との交流をはかりたい。
85	社会科や総合的な学習の時間を活用した国際理解	学習指導要領実施に関する情報提供を行います。	学習指導要領に沿った各種教育の円滑な実施のための校長会での情報提供を行います。	校長会で、学習指導要領実施に関する情報提供を行った。	校長会以外でも、情報提供に向けて取り組む必要がある。
86	ALTとともに外国語活動や英語科の事業の実施	外国語活動、外国語科の授業にALTを活用します。	13名のALTを配置し、各小・中学校の外国語活動、外国語科の学習の中で国際理解教育の充実を図ります。	外国語活動、外国語科の授業にALTを活用した。 また、来年度8名のALTを13名に増員するため、予算計上等の取組みを行った。	13名の受け入れ態勢が課題である。

令和 5 年度進捗状況表 分野別番号⑦【拉致被害者】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
87	生活相談員の配置	拉致被害者とその家族が地域社会に適應するためのサポートとして、生活相談員を配置しています。	—	継続	年月の経過とともに、拉致被害者やその家族の生活スタイル、家族構成等も変化しており、変化に対応できるようきめ細やかなサポートを継続する。
88	自立支援カリキュラムによる学習支援	拉致被害者とその家族が、日本の地域社会に適應するために支援を行います。	—	継続	年月の経過とともに家族構成等も変化しており、変化に対応できるような柔軟な学習支援が必要。
89	「家族に対する思いを共に考える会」	拉致問題の風化を防ぐため、市内小・中学校で曾我ひとみさんの講演会を行います。	年間 8 校で開催します。	10校（小学校 8 校、中学校 1 校、中等教育学校 1 校） 687人	児童、生徒だけでなく、子どもたちの親世代にも拉致問題を知ってもらい、拉致問題に対する関心の薄れ、風化を防ぐこと。 授業参観時に実施するなど、学校と連携する。

令和5年度進捗状況表 分野別番号⑧【インターネット】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
90	人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	個人情報保護や人権擁護に関する正しい理解を深めるため普及啓発	・佐渡人権展でのDVD上映 ・市報への掲載	インターネットにおける人権問題やあらゆる人権について、新採用職員研修を行った	市民の関心も高いため、佐渡人権展でパネルの掲示やホームページなどでも啓発する必要がある。
91	モニタリング事業の実施	インターネット上の個人名誉侵害や差別書き込みを把握します。	定期的な検索と早期発見	定期的（週1回 1時間）に差別書き込みがないかモニタリングを実施	新しい書き込みを見つけにくい、検索方法を探り、情報収集に努める必要がある。また、他市や人権団体と情報共有し、差別書き込みのモニタリングを実施していく必要がある。
92	学校教育における人権教育の充実 （情報モラル学習等）	ICT機器導入の推進とあわせた活用研修を実施します。	・ICT教育に関する研修講座を年1回以上位置づけます。 ・リテラシーやモラル指導に関する内容も盛り込みます。	【子どもの人権のタブと重複】総合教育センター主催の「メディアリテラシー研修」を6月29日、30日で実施した。 フェイクニュースやフィルターバブルに関する演習等、今日的な題材を扱った。	【子どもの人権のタブと重複】スマートニュース社のメディア研究所のお力を借りて2年間実施することができた。今後、技術家庭科等と教科・領域を横断した内容で実践に繋げたい。
93	社会教育における人権教育の充実 （講演会や講座の実施）	青少年健全育成協議会が中心となり、健やかな青少年を育成するため講演会を開催します。	参加者数：25人	メディア講演会（畑野） 開催日：令和5年11月21日 参加者：150名 開催場所：畑野小学校	青少年をとりまくメディア環境が日々変わる中で、講演会等を開催し、保護者や職員の資質向上に努める必要がある。
94	職員の資質向上、職員研修の実施	日常業務において機密情報や個人情報などの重要性を意識しながら安全に取り扱うための方法について学習することを目的に研修に参加します。	リモートラーニングによる情報セキュリティ研修受講者数：10人	情報セキュリティ研修の受講：923人 （※令和5年度はリモートラーニングの申込ができませんでした。また、令和4年度末に改定の「佐渡市情報セキュリティポリシー」に則り、年1回全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施しましたので、そちらの受講者数を実績として計上しました）	機密情報や個人情報などの重要性の認識とあわせ、ICTに関する職員リテラシーの向上も急務と感じます。また、分野が「インターネット」に関することなので、機密情報や個人情報ばかりでなく、SNS等における書き込みのマナーや、フェイクニュース等情報ソースの信ぴょう性の見極め等に関する課題も山積しているように思います。

令和5年度進捗状況表 分野別番号⑨【個人情報の保護】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
95	個人情報の適正管理	個人情報の保護に関する法律等に基づき個人情報を適正に取り扱い、また検討事案の発生時に情報公開・個人情報保護審査会を開催します。特定個人情報保護評価（PIA）を実施します。	—	情報公開・個人情報保護審査会を開催する事案がなかったため未開催 既に公表されている評価書の見直しを指示し、保護評価を再実施	個人情報保護に関する義務とそれを反映した業務内容になっているかの点検、個人情報保護に関する体制整備
96	個人情報の適正管理及び研修会の実施	個人情報保護制度の適正な管理・運用について研修を行います。	毎年度1回以上の職員研修を実施します。	個人情報保護に関する義務とそれを反映した業務内容になっているかの点検、個人情報保護に関する体制整備	令和5年度より条例から法に規律が変更されたため、職員の個人情報保護制度に対する理解が浸透しきれていない。法制度が正しく理解され、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の実効性が確保されるよう、法制度、個人情報の取扱いにあたっての注意事項の周知を徹底していく。
97	運用状況の公表	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき実施されている情報公開請求、自己情報開示請求等とその処理について、運用状況を公表します。	・市報公表：1回/年 ・市ホームページ公表：1回/年	市報及び市ホームページで各1回公表	特になし
98	ポスター等の掲示による普及・啓発活動	ポスターの掲示、パンフレットの配布等により個人情報保護意識の普及・啓発活動を行います。	個人情報保護委員会において作成されたポスターの掲示、パンフレットの配布等	個人情報保護委員会において作成されたパンフレットの配布	特になし
99	本人通知制度の登録推進	個人情報保護のために、戸籍や住民票などの不正請求や取得を防止するための本人通知制度を広く普及する。	市民登録者数：1,000人	令和6年3月現在登録者数566人	市民の方への周知方法を再考し、登録者数の増加を図る必要がある。
100	国、県等関係機関や民間関係団体の電話相談等の窓口案内	関係専門機関と連携し、人権侵害を受けたと感じた時の相談機関やその後の対応などの体制についての情報提供を行います。	特設人権相談の市報掲載：年間10回	特設人権相談所開設日について市報さどやホームページへ掲載（年10回）	市報さどやホームページに掲載し啓発に取り組むが、特設人権相談所利用者は少なくなっている。対面ではなく、電話やメールの相談のほうが利用しやすい場合もあるため、今後検討していく必要がある。

令和5年度進捗状況表 分野別番号⑩【様々な人権】

通し 番号	事業名	事業内容	令和6年度目標	令和5年度取組内容および実績	取組からみえる課題
101	人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	様々な差別や偏見をなくすための啓発活動を行います。	L G B Tなど様々な人権問題に関する講演会（研修会）を年1回開催します。	・性は多様性という考え方やパートナーシップ宣誓第1号としてのご自身の体験談など、誰もが生きやすい世界になるように、という思いなどについて、佐渡人権展講演会にて講演をおこなった。 ・日時：令和5年7月8日（土） ・会場：トキのむら元気館 ・参加者：51人	講演会を行った中で、「頭の中では理解できるけれども、実際身内がそうだったらどうか、というわだかまりがまだ残っている」という意見があった。その部分を少しずつ溶かしていくような取組も進めるべきと感じる。 また、パートナーシップ宣誓制度について、県と連携しながら佐渡市においても進めていく。制度を設けたが、周りの理解を得られていないと宣誓することをためらってしまうかもしれないため、当事者に向けた支援と、社会に向けた啓発を平行して進めていかなければならない。
102	感染症や水俣病、ハンセン病などの正しい理解を図るための広報・啓発活動	感染症や水俣病、ハンセン病などに対する正しい知識の普及や啓発活動。	・佐渡人権展での広報活動 ・パンフレット配布やポスター掲示、広報紙への掲載をします。	・新潟水俣病やハンセン病に関するパネルを佐渡人権展で展示 ・ホームページでハンセン病について啓発	正しい理解をするには啓発が必要だが、まずどうやって関心を持ってもらうか検討が必要である。
103	犯罪被害者や刑期を終えて出所した人、またその家族への支援や関係機関・団体との連携	犯罪被害者、刑期を終えて出所した人、その家族等の相談窓口となります。	人権相談機関の広報や周知を徹底します。	・相談実績なし ・佐渡人権展で外国人の人権のパネルを展示し、啓発を行った	年1回佐渡警察署被害者支援連絡協議会が開催される。関係者との情報共有方法が課題。
104	AIDS教育・LGBT教育等	学習指導要領実施に関する情報提供をします。	校長会で学習指導要領に沿った各種教育の円滑な実施のための情報提供を行います。	各種団体や関係機関からの研修会や資料を100%各校へ周知した。	今後も周知していく。
105	関係機関や関係団体との連携	社会を明るくする運動を実施します。	・佐渡地区推進委員会：年1回 ・佐渡地区推進大会：年1回（参加者：50人）	・佐渡地区推進委員会 日時：7月3日（月）午後1時30分から 会場：金井コミュニティーセンター 参加者：推進委員、保護司等約50人	保護司の高齢化と担い手不足が顕在化していることから保護司会と連携し人員確保に努める。 また、市民の理解を得るため、島内イベント等を活用し啓発活動を行う。
106	職員の資質向上、職員研修の実施	様々な人権問題についての職員研修を実施します。	職員へ自習用研修用教材を配布、または研修を実施します。（年1回）	新採用職員を対象に人権擁護に関する研修を開催 38人（1回/年）	新採用職員以外にも、人権問題について理解を深めてもらうため、庁内LANなどで研修用教材を配布するなどの対応を考える必要がある。